

第十二回国会
衆議院

人事委員會議錄 第二二二号

(11011)

昭和二十六年十一月十日(土曜日)
午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 田中伊三次君
理事 泉介君 理事 上房太郎君
理事 平川 篤雄君 理事 松澤 兼人君
加藤隆太郎君 塩田賀四郎君
田中 豊君 西村 久之君
今井 耕君 中曾根康弘君
桐澤 孝子君 岡田 春夫君
出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
總理府事務官 増子 正宏君
(大官房事務官) 淺井 清君
室長事務代理 人事院事務官 滝本 忠男君
人事院事務官 人事院事務局局長 岡部 史郎君
(事務局長) 人事院事務局法制 西川 甚五郎君
大蔵事務次官 岸本 晋君
計局給與課長 委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

十一月九日
委員松岡駒吉君辞任につき、その補
欠として松澤兼人君が議長の指名で
委員に選任された。
同月十日
委員松澤兼人君辞任につき、その補
欠として鈴木義男君が議長の指名で
委員に選任された。
同日
委員鈴木義男君辞任につき、その補
欠として松澤兼人君が議長の指名で
委員に選任された。
同日
松澤兼人君が理事に補欠当選した。
十一月十日
一般職の職員に給與に関する法律の

「一部を改正する法律案(内閣提出第
二六号)」
同月九日
鴨川町の地域給指定に関する請願
(水田三喜男君紹介)(第八二六号)
大井町の地域給指定に関する請願
(岡村利右衛門君紹介)(第八二七号)
柳ヶ浦町の地域給指定に関する請願
(西村英一君紹介)(第八二八号)
国東町の地域給指定に関する請願
(西村英一君紹介)(第八二九号)
公務員の給與改訂に関する請願(中
原健次君紹介)(第八六九号)
志賀島村の地域給引上げの請願(池
見茂隆君紹介)(第八七〇号)
宗像郡下の地域給引上げの請願(高
橋権六君紹介)(第八七二号)
香椎町の地域給引上げの請願(池見
茂隆君紹介)(第八七二号)
八咫町の地域給引上げの請願(有田
喜一君紹介)(第八七三号)
成東町の地域給指定に関する請願
(田中豊君紹介)(第八七四号)
早良郡下の地域給指定に関する請願
(池見茂隆君紹介)(第八七五号)
興津町の地域給指定に関する請願
(西村直己君紹介)(第八七六号)
高松町外三箇町村の地域給指定に關
する請願(中原健次君紹介)(第八七
七号)

の審査を本委員会に付託された。
同月八日
石炭手当支給に関する陳情書外一件
(札幌市北四條西四丁目全北海通庁
職員組合水検査部長石塚鶴馬外一
名)(第五三七号)
を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
理事の互選
参考人招致に関する件
昭和二十六年における国家公務員
に対する年末手当の額の特例に關す

る法律案(内閣提出第一九号)
一般職の職員に給與に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
二六号)

○田中委員長 それではこれより人事
委員会を開会いたします。
議事に入る前に御報告を申し上げて
おきます。本日一般職の職員に給與に
關する法律の一部を改正する法律案、
内閣提出、第二六号の審査をこの委員
会に付託せられました。これを御報告
申し上げます。

次に理事の補欠選任についてお諮り
をいたします。去る五日理事であられ
た松澤兼人君が一旦委員を辞任せられ
たことがありますので、理事一名が欠
員となつております。この際理事の補
欠選任を行いたいと思存しますが、これ
は先例に従つて、選挙の手續を省略し
て、委員長より指名するに御異議あり
ませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○田中委員長 御異議なしと認めま
す。それでは松澤兼人君を再び理事に
指名いたします。

○田中委員長 ただいまより、昭和二
十六年度における国家公務員に對する
年末手当の額の特例に関する法律案、
内閣提出第一九号、及び一般職の職員
の給與に関する法律の一部を改正する
法律案、内閣提出第二六号の両法案を
一括議題として審議することによいた
します。両法案について政府より提案
理由の説明を聴取いたします。まず一
般職の職員に給與に関する法律の一部
を改正する法律案について説明を願ひ
ます。岡崎内閣官房長官。

一般職の職員に給與に関する法律
(昭和二十五年法律第九十五号)の一
部を次のように改正する。
第一條第一項を次のように改める。
ものを除き、国家公務員法(昭和
二十二年法律第二十号)第二條
に規定する一般職に属する職員
(以下「職員」という。)の給與及び
勤務時間に関する事項を定めるこ
とを目的とする。

第六條第二項第二号中「船員級別
俸給表(別表第四)」を「船員級別俸給
表(別表第四)を、企業官庁職員
級別俸給表(別表第五)」に改め、同
條に次の一項を加える。
5 企業官庁職員級別俸給表は、左
の各号に掲げる職員(守衛、給仕、
小使及び雑役に従事する者並びに
人事院規則で指定する者を除く)
に適用する。

一 造船所の工場に勤務する職員
二 印刷所の工場に勤務する職員
三 営林局に附屬する工場又は營
林署に勤務する職員
四 通商産業省のアルコール製造
工場に勤務する職員
五 地方貯金局、地方簡易保険局
又は郵便局に勤務する職員
六 地方電気通信局建設部若しくは
地方電気通信部の建設工事を
所管する課、地方電気通信管理
所、地方電気通信取扱局又は電
気通信省施設局資材部出張所に
勤務する職員。

第八條第四項中「三百円」を「四
百円」に、「六百円」を「千円」に改
め、同條第六項中「一般職の職員に
給與に関する法律の一部を改正する
法律(昭和二十五年法律第九十五
号)附則別表第一」を「一般職の職
員の給與に関する法律の一部を改正

する法律(昭和二十六年法律第
九号)附則別表第二」に改める。
第十二條第三項中「別に法律で定
める。」を「別表第六に掲げるところ
による。」に改め、同項の次に次の一
項を加える。

4 特定の地域に所在する官署に勤
務する職員の勤務地手当の算出の
基礎となる第二項各号の支給地域
の区分については、当該地域に近
接する地域における生計費の重要
な要素となつてゐる物資に關する
事情及び当該官署の位置等を勘案
して前項の規定によることが著し
く不適当であると認められるとき
は、同項の規定にかかわらず、予
算の範囲内で、人事院規則で特例
を設けることができる。
第二十二條第一項中「千八百五十
円」を「二千二百円」に改める。
第二十三條を次のように改める。
(休職者の給與)
第二十三條 職員が公務上負傷し、
又は疾病にかかり国家公務員法第
七十九條第一号に掲げる事由に該
当して休職にされたときは、その
休職の期間中、これに給與の全額
を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家
公務員法第七十九條第一号に掲げ
る事由に該當して休職にされたこ
ときは、その休職の期間が満二に達
するまでは、これに俸給、扶養
手当及び勤務地手当のそれぞれ百
分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障
により国家公務員法第七十九條第
一号に掲げる事由に該當して休職
にされたときは、その休職の期間
が満一年に達するまでは、これに
俸給、扶養手当及び勤務地手当の

それぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期

間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条に基く人事院規則で定める場合の

一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給すること

附則に次の一項を加える。

6 国家公務員法第八十條第四項の規定の適用については、この法律

は、同項に規定する給與準則とみなす。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 一般俸給表

職務の級		給	月額										
職	務	給	一 号 俸	二 号 俸	三 号 俸	四 号 俸	五 号 俸	六 号 俸	七 号 俸	八 号 俸	九 号 俸	十 号 俸	十一 号 俸
一	級	三、六〇〇 円	三、七〇〇 円	三、八〇〇 円	三、九〇〇 円	四、〇〇〇 円	四、一〇〇 円	四、二〇〇 円	四、三〇〇 円	四、四〇〇 円	四、五〇〇 円	四、六〇〇 円	四、七〇〇 円
二	級	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇
三	級	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇
四	級	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、六五〇	五、八〇〇	五、九五〇	六、一〇〇	六、二五〇
五	級	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇
六	級	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五〇〇	七、七五〇	八、〇〇〇	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇
七	級	七、八〇〇	八、〇五〇	八、三〇〇	八、六〇〇	八、九〇〇	九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一〇、一〇〇	一〇、四〇〇
八	級	九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、三五〇	一一、七〇〇	一二、〇〇〇	一二、三五〇	一二、六〇〇	一二、九〇〇
九	級	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一一、八〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇	一三、〇〇〇	一三、四〇〇	一三、八〇〇	一四、二〇〇	一四、六〇〇	一五、〇〇〇	一五、四〇〇
十	級	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、〇〇〇	一六、五〇〇	一七、〇〇〇	一七、五〇〇	一八、〇〇〇	一八、五〇〇	一九、〇〇〇
十一	級	一六、六〇〇	一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	一九、六〇〇	二〇、二〇〇	二〇、八〇〇	二一、四〇〇	二二、〇〇〇	二二、六〇〇	二三、二〇〇
十二	級	一九、六〇〇	二〇、四〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、八〇〇	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、二〇〇	二六、〇〇〇	二六、八〇〇	二七、六〇〇	二八、四〇〇
十三	級	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、二〇〇	二六、〇〇〇	二六、八〇〇	二七、六〇〇	二八、四〇〇	二九、二〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、八〇〇	三一、六〇〇	三二、四〇〇
十四	級	二八、二〇〇	二九、二〇〇	三〇、三〇〇	三一、四〇〇	三二、五〇〇	三三、六〇〇	三四、七〇〇	三五、八〇〇	三六、九〇〇	三八、〇〇〇	三九、一〇〇	四〇、二〇〇
十五	級	三二、三〇〇	四一、二〇〇	四五、五〇〇	五〇、〇〇〇	五三、五〇〇	五七、〇〇〇	六〇、五〇〇	六四、〇〇〇	六七、五〇〇	七一、〇〇〇	七四、五〇〇	七八、〇〇〇

別表第二 税務職員及び經濟調査官級別俸給表

職務の級	俸給	月													
		額													
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級	
一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	一九、六〇〇	二〇、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇	二一、二〇〇	二一、八〇〇	二二、四〇〇	二三、〇〇〇	二三、六〇〇	二四、二〇〇	二四、八〇〇	
一五、五〇〇	一六、〇〇〇	一六、六〇〇	一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	一九、六〇〇	二〇、二〇〇	二〇、八〇〇	二一、四〇〇	二二、〇〇〇	二二、六〇〇	二三、二〇〇	二三、八〇〇	
一二、六五〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、〇〇〇	一六、五〇〇	一七、〇〇〇	一七、五〇〇	一八、〇〇〇	一八、五〇〇	一九、〇〇〇	一九、五〇〇	
一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一一、八〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、〇〇〇	一六、五〇〇	一七、〇〇〇	
八、九〇〇	九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	
七、三〇〇	七、五五〇	七、八〇〇	八、〇五〇	八、三〇〇	八、六〇〇	八、九〇〇	九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一二、二〇〇	
五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	七、五五〇	八、〇〇〇	八、五〇〇	九、〇〇〇	九、五〇〇	一〇、〇〇〇	
四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、一〇〇	六、三〇〇	六、五〇〇	六、七〇〇	六、九〇〇	七、一〇〇	七、三〇〇	
四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七五〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	

別表第三 警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)(及び矯正保護職員級別俸給表

職務の級	俸給		月額
	給	俸	
一	五、〇五〇円	五、二〇〇円	給 俸 月額
二	六、一〇〇円	六、三〇〇円	
三	七、一〇〇円	七、五〇〇円	
四	八、一〇〇円	八、九〇〇円	
五	九、一〇〇円	九、二五〇円	
六	一〇、一〇〇円	一〇、四〇〇円	
七	一一、一〇〇円	一一、四〇〇円	
八	一二、一〇〇円	一二、六〇〇円	
九	一三、一〇〇円	一三、〇〇〇円	
十	一四、一〇〇円	一四、五〇〇円	
十一	一五、一〇〇円	一五、〇〇〇円	
十二	一六、一〇〇円	一六、〇〇〇円	
十三	一七、一〇〇円	一七、八〇〇円	

別表第四 船員級別俸給表

[illegible]

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職務の級		俸給	
一	級	三、八〇〇 円	一号俸
二	級	四、二〇〇	二号俸
三	級	四、三〇〇	三号俸
四	級	四、七五〇	四号俸
五	級	五、三〇〇	五号俸
六	級	五、七五〇	六号俸
七	級	六、一〇〇	七号俸
八	級	六、三〇〇	八号俸
九	級	六、五〇〇	九号俸
十	級	六、七〇〇	十号俸
十一	級	六、九〇〇	十一号俸
十二	級	七、一〇〇	十二号俸
十三	級	七、三〇〇	十三号俸
十四	級	七、五〇〇	十四号俸
十五	級	七、七〇〇	
十六	級	七、九〇〇	
十七	級	八、一〇〇	
十八	級	八、三〇〇	
十九	級	八、五〇〇	
二十	級	八、七〇〇	
二十一	級	八、九〇〇	
二十二	級	九、一〇〇	
二十三	級	九、三〇〇	
二十四	級	九、五〇〇	
二十五	級	九、七〇〇	
二十六	級	九、九〇〇	
二十七	級	一〇、一〇〇	
二十八	級	一〇、三〇〇	
二十九	級	一〇、五〇〇	
三十	級	一〇、七〇〇	
三十一	級	一〇、九〇〇	
三十二	級	一一、一〇〇	
三十三	級	一一、三〇〇	
三十四	級	一一、五〇〇	
三十五	級	一一、七〇〇	
三十六	級	一一、九〇〇	
三十七	級	一二、一〇〇	
三十八	級	一二、三〇〇	
三十九	級	一二、五〇〇	
四十	級	一二、七〇〇	
四十一	級	一二、九〇〇	
四十二	級	一三、一〇〇	
四十三	級	一三、三〇〇	
四十四	級	一三、五〇〇	
四十五	級	一三、七〇〇	
四十六	級	一三、九〇〇	
四十七	級	一四、一〇〇	
四十八	級	一四、三〇〇	
四十九	級	一四、五〇〇	
五十	級	一四、七〇〇	
五十一	級	一四、九〇〇	
五十二	級	一五、一〇〇	
五十三	級	一五、三〇〇	
五十四	級	一五、五〇〇	
五十五	級	一五、七〇〇	
五十六	級	一五、九〇〇	
五十七	級	一六、一〇〇	
五十八	級	一六、三〇〇	
五十九	級	一六、五〇〇	
六十	級	一六、七〇〇	
六十一	級	一六、九〇〇	
六十二	級	一七、一〇〇	
六十三	級	一七、三〇〇	
六十四	級	一七、五〇〇	
六十五	級	一七、七〇〇	
六十六	級	一七、九〇〇	
六十七	級	一八、一〇〇	
六十八	級	一八、三〇〇	
六十九	級	一八、五〇〇	
七十	級	一八、七〇〇	
七十一	級	一八、九〇〇	
七十二	級	一九、一〇〇	
七十三	級	一九、三〇〇	
七十四	級	一九、五〇〇	
七十五	級	一九、七〇〇	
七十六	級	一九、九〇〇	
七十七	級	二〇、一〇〇	
七十八	級	二〇、三〇〇	
七十九	級	二〇、五〇〇	
八十	級	二〇、七〇〇	
八十一	級	二〇、九〇〇	
八十二	級	二一、一〇〇	
八十三	級	二一、三〇〇	
八十四	級	二一、五〇〇	
八十五	級	二一、七〇〇	
八十六	級	二一、九〇〇	
八十七	級	二二、一〇〇	
八十八	級	二二、三〇〇	
八十九	級	二二、五〇〇	
九十	級	二二、七〇〇	
九十一	級	二二、九〇〇	
九十二	級	二三、一〇〇	
九十三	級	二三、三〇〇	
九十四	級	二三、五〇〇	
九十五	級	二三、七〇〇	
九十六	級	二三、九〇〇	
九十七	級	二四、一〇〇	
九十八	級	二四、三〇〇	
九十九	級	二四、五〇〇	

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道		都道府県	区分	支給地域
一級地	二級地	北海道	三級地	札幌市 小樽市 石狩支庁管内 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮の森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中の島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、篠舞、豊海及び定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメートル以内の地域 札幌市のうち字苗穂及び元村
			二級地	釧路市 函館市 稚内市 旭川市 室蘭市 帯広市 網走市 北見市 夕張市 苫小牧市 留萌市 根室支庁管内 根室町 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ヶ岡 東鷹栖村のうち字平和郷及び町村道六号道路と町村道十四号道路とに接する地域 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨粉 川西村字稲田 十勝支庁管内 渡島支庁管内 亀田村のうち字富岡、中道、鍛冶本町、昭和港、赤川通及び赤川 上磯町字七重浜
			一級地	岩見沢市 美瑛市 胆振支庁管内 石狩支庁管内 幌別町 琴似町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 豊平町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 札幌市のうち三級地に含まれる地域以外の地域

岩手県	一級地	青森県	一級地	千歳町のうち朝日町、東雲町、本町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町及び真江別町
		青森市 弘前市 八戸市 東津軽郡 上北郡 南津軽郡 三戸郡	二級地 上川支庁管内 神楽村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 名寄町 渡島支庁管内 亀田村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上磯町のうち字七重浜以外の地域 釧路支庁管内 厚岸町 後志支庁管内 余市町 倶知安町 三笠町 芦別町 赤平町 歌志内町 砂川町 上砂川町 浦河町 香深村 宗谷支庁管内 網走市 帯広市 旭川市 稚内市 函館市 釧路市	簡井村大字簡井 新井村大字新井 大野村大字大野 荒川村大字荒川 大沢町 黒石町 上長苗代村大字尻内

茨城県		福島県		山形県	秋田県	宮城県
一級地	二級地	一級地		一級地	一級地	一級地
那珂郡 真壁郡	日立市 古河市 多賀郡	岩瀬郡	福島市 郡山市 若松市 平市 白河市 石城郡	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市	秋田市 能代市	一関市 仙台市 塩釜市 石巻市 宮城郡 本吉郡 桃生郡
下館町	多賀町 高萩町 磯原町 勝田町	須賀川町 江名町 植田町 勿来町 好間村 湯本町 内郷町	小名浜町			多賀城村 気仙沼町 矢本町

埼玉県	群馬県		栃木県	
三級地	一級地	二級地	一級地	二級地
浦和市 川口市 大宮市	太田市 伊勢崎市 邑楽郡 群馬郡 北群馬郡	前橋市 桐生市 高崎市	栃木市 佐野市 鹿沼市 上野市 下都賀郡 塩谷郡 足利郡	宇都宮市 足利市
	館林町 倉賀野町 澁川町 伊香保町 草津町 白井町 水上町 沼田町		足尾町 日光町 今市町 小山町 藤原町 塩原町 山辺町 三重村	結城郡 新治郡 利根郡 行方郡 北相馬郡 西茨城郡 水海道町 石岡町 龍ヶ崎町 阿見町 潮来町 取手町 笠間町

二級地		一級地
北足立郡 蕨町 鳩ヶ谷町	熊谷市 行田市 所沢市 北足立郡 戸田町 與野町 朝霞町 大和町 草加町 志木町 大和田町 片山村 谷塚町 豊岡町 入間川町	川越市 秩父市 北埼玉郡 加須町 不動岡町 羽生町 越ヶ谷町 大沢町 春日部町 岩槻町 久喜町 八幡村 潮止村 鴻巣町 上尾町 桶川町 吹上町 土合村 美笹村 飯能町 福岡村 金子村

千葉県				一級地
四級地	三級地	二級地		
秩父郡 皆野町 小鹿野町 野上町 松山町 幸手町 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稻田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町	市川市	千葉市 松戸市 船橋市	銚子市 印旛郡 東葛飾郡 成田町 浦安町 行徳町 南行徳町 柏町 小金町 津田沼町 二宮町 幕張町 生浜町	館山市 木更津市 野田市 佐原市 夷隅郡 千葉郡 東葛飾郡 勝浦町 大和田町 江戸川町 我孫子町

東京都			
四級地	五級地		
北多摩郡 田無町 小金井町	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 澁谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 武蔵野市 三鷹市	印旛郡 入街町 千代田町 旭村 佐倉町 根郷村字六崎 旭町 八幡町 東金町 片貝町 茂原町 長生郡 山武郡 市原郡 海上郡 海上郡	

二級地		三級地	
西多摩郡 瑞穂町 由井村 鶴川村 横山村 堺村 南多摩郡	西多摩郡 五日市町 福生町 狛江村 神代村 拜島村 大和村 村山村 東村山町 保谷町 小平町 国分寺町 調布町 砂川村 昭和町 府中町 多摩村 清瀬村 久留米村 西府村 稲城村 日野町 町田町 浅川町 立川市 青梅市 南多摩郡 八王子市		

増戸村 波浮港村 差木地村 泉津村 岡田村 元村 野増村 利島村 若郷村 本村 神津島村 三宅村 坪田村 阿古村 御蔵島村 檣立村 末吉村 三根村 大賀郷村 中之郷村 鳥打村 宇津木村 青ヶ島村	大島支庁管内	八丈支庁管内	三宅支庁管内	西多摩郡	一級地	南多摩郡
大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小曾木村 成木村 吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村 元八王子村 恩方村 川口村 加住村						

七生村 由木村 南村 忠生村 多摩村	神奈川県 五級地 横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 戸塚区のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、 一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢 部町後矢際 川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市 の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域 鎌倉市	四級地 横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横浜市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町 逗子町	三級地 横浜市のうち長井及び北下浦 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 足柄下郡 湯本町 芦之湯村 仙石原村 宮城野村 温泉村 元箱根村 箱根町 湯河原町 大磯町 相模原町のうち大字橋本、小山、上矢部、矢部新 田、淵野辺、上溝、清兵衛新田及び上鶴間	二級地 愛甲郡 厚木町 南毛利村 国府津町 酒匂町 足柄下郡
---	---	---	--	--

一級地	
高座郡 津久井郡 足柄下郡 足柄上郡	中郡 三浦郡 高座郡
綾瀬町 寒川町 川尻村 與瀬町 中野町 下中村 上府中村 豊川村 下曾我村 福浦村 岩村 片浦村 吉浜町 真鶴町 中井村 福沢村 酒田村 岡本村 相和村 金田村 曾我村 吉田島村 南足柄町 山北町 松田町	前羽村 秦野町 南秦野町 東秦野村 大根村 二宮町 国府村 三崎町 澁谷町 相模原町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 座間町 海老名町 大和町

福井県		石川県		富山県		新潟県	
二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地
福井市	江沼郡 鳳至郡 石川郡 小松市 七尾市	金沢市	射水郡 氷見郡 新湊市	富山市 高岡市 新湊市	中頸城郡 西頸城郡 新津市 高田市 新発田市	新潟市 長岡市 三條市 柏崎市 高田市	愛甲郡 中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 三浦郡 初声村
勸橋町 片山津町 山代町 山中町 大聖寺町 輪島町 押野村 松任町	牧野村 氷見町	糸魚川町 青海町 直江津町	有馬村 小出村 御所見村 愛川町				

岐阜県		長野県		山梨県	
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地
関市 吉城郡 土岐郡	岐阜市 多治見市 大垣市 高山市 稲葉郡 厚見村	長野市 松本市 上田市 諏訪市 岡谷市 飯田市 北佐久郡 諏訪郡 上高井郡 東筑摩郡 西筑摩郡	小諸町 軽井沢町 下諏訪町 須坂町 本郷村 福島町 上松町	甲府市 富士吉田市 南都留郡 北都留郡 谷村町 大月町 猿橋町 上野原町 塩山町 市川大門町	教賀市 武生市 坂井郡 芦原町
神岡町 古川町 下石町 駄知町 瑞浪土岐町 土岐津町 泉町					

静岡県					
一級地	二級地	三級地	四級地		
吉原市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 賀茂郡 富士郡 駿東郡 田方郡 庵原郡	沼津市 清水市 三島市 田方郡 網代町 宇佐美村	静岡市 浜松市 伊東市	熱海市	惠那郡 妻木町 陶町 大井町 長島町 大字中野 中津川町 笠松町 下呂町 美濃町 太田町 古井町 大字下古井 鵜沼町 那加町 蘇原町 八幡町 北方町	羽島郡 益田郡 武儀郡 加茂郡 稲葉郡
下田町 富士町 小山町 御殿場町 修善寺町 伊豆長岡町 大仁町 函南村 興津町					

愛知県			
五級地	四級地	三級地	二級地
名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 小笠郡 掛川町 志太郡 藤枝町 青島町 舞坂町 新居町 有度村 袖師町 由比町 富士川町 蒲原町	名古屋市のうち四級地に含まれる地域 名古屋市のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 中川区のうち入田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域 港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域 南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域 瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域 昭和区のうち川原通と檀溪通とを結ぶ線から東の地域 一宮市	瀬戸市 西春日井郡 愛知郡 東春日井郡 中島郡 西枇杷島町 鳴海町 守山町 水野村 稻沢町	岡崎市 豊橋市 津島市 春日井市 半田市 刈谷市 碧南市

三重県		一級地	二級地
津市	松阪市	中島郡 起町 奥町 今伊勢町 大和町字馬引 天白村 新川町 清洲町 大府町 常滑町 蒲郡町 三谷町 宝飯郡 知多郡 愛知郡 西春日井郡 豊川市 津母市 中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 西春日井郡のうち五級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 丹羽郡 葉栗郡 東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 碧海郡 安城町 高浜町 知立町 矢作町 岩津町 西尾町 額田郡 幡豆郡 海部郡 南設楽郡 知多郡 新設町 大高町 上野町 武豊町 横須賀町 大野町 有松町 御津町 小坂井町 田原町	宝飯郡 御津町 小坂井町 田原町

四月市市	桑名市	一級地	宇治山田市 上野市 鈴鹿市 飯南郡 鈴鹿郡 名賀郡 北牟婁郡 南牟婁郡 志摩郡 一志郡 度会郡 河芸郡 三重郡 桑名郡 阿山郡	三級地	滋賀県
二級地	三級地	一級地	二級地	三級地	一級地
彦根市 長浜市 栗太郡 神崎郡 蒲生郡 坂田郡 甲賀郡 野洲郡	草津町 瀬田町 治田村大字澁川 八日市町 八幡町 金田村大字鷹飼 米原町 水口町 守山町	花岡町 龜山町 名張町 笑曲町 尾鷲町 相賀町 引本町 長島町 錦町 木本町 鳥羽町 久居町 二見町 御園村 四郷村 一身田町 楠町 長島村 拓植町	大津市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域	

京都府	滋賀県
五級地	五級地
京都府	京都府
上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び藤ヶ峰村の区域	上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び藤ヶ峰村の区域
下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域	下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域
右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域	右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域
東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域	東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域
伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村及び下鳥羽村の区域	伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村及び下鳥羽村の区域
左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域	左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域
右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域	右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域
伏見区のうち昭和六年三月三十一日における醍醐村、横大路村、納所村及び向島村の区域	伏見区のうち昭和六年三月三十一日における醍醐村、横大路村、納所村及び向島村の区域
三級地	三級地
福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山町の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域	福知山市のうち字厚、新庄、半田、土師、前田及び昭和十二年三月三十一日における福知山町の区域（高畑、森垣、荒木及び室の区域を除く）並びに由良川と土師川との合流点から下流三キロメートルの間の右岸堤内一キロメートル以内の地域
舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、與保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田	舞鶴市のうち字東吉原、西吉原、魚屋、竹屋、平野屋、丹波、北田辺、南田辺、円満寺、大内、本、職人町、松陰、寺内、西、宮津口、新、堀上、紺屋、京口、引土新、朝代、引土、伊佐津、公文名、布敷、高野由里、下福井、上福井、下安久、上安久、上安、倉谷、和田、余部上、余部下、長浜、北吸浜、溝尻、市場、森、行永、泉源寺、小倉、田中、鹿原、安岡、吉坂、朝来中、中田、平、吉田、木下、與保呂、福来、七日市、万願寺、京田及び今田
宇治市	宇治市
乙訓郡	乙訓郡
向日町	向日町
二級地	二級地
京都市	京都市
左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村の区域	左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村の区域

一級地	
伏見区のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域 福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 久世郡 淀町 乙訓郡 御牧村 長岡町 久世村 田辺町 八幡町 井手町 木津町 亀岡町 相楽郡 南桑田郡 京都市のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 綾部市 船井郡 園部町 八木町 宮津町 峰山町 中郡 大山崎村 大原野村 乙訓郡 久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域 相楽郡 加茂町 精華村 上柏町 高麗村 笠置町 棚倉村 周山町 網野町 間人町 北桑田郡 竹野郡 綴喜郡のうち田辺町、八幡町及び井手町以外の地域 南桑田郡 保津村 篠村 熊野郡 久美浜町	

大阪府		
五級地	四級地	三級地
大阪府 堺市 布施市 豊中市 池田市 吹田市 守口市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 泉大津市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 八尾市 泉佐野市 泉北郡 高石町 加美村 箕町 中河内郡 庄内町 豊能郡	高槻市 枚方市 茨木市 豊能郡 箕面町の区域 箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における 泉北郡 忠岡町 和泉町 北河内郡 茨田町	岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 富田林市 南河内郡 長野町 古市町 藤井寺町 日置莊村 登美丘町 道明寺町 国分町 志紀村

二級地	中河内郡	高鷲村 柏原町 松岡町 枚岡町 穂手町 石切町 眉津町 矢田村 玉川町 瓜破村 天美町 布忍村 長吉村 三宅村 恵我村 寢屋川町 住道町 門真町 庭窪町 入坂町 信太村 取石村 福泉町 田尻村 箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 富田町 味舌町	三島郡 豊能郡 三島郡
	北河内郡	三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地域 北河内郡のうち茨田町、寢屋川町、住道町、門真町及び庭窪町以外の地域 中河内郡 英田村 孔舎衙村 三野郷村 若江村 高安村 南高安村 曙川村	
一級地	南河内郡	狹山町 三門市村 墨山村 駒ヶ谷村 南八下村 北八下村 西浦村 平尾村 丹南村 丹比村 埴生村 久世村 東陶器村 北松尾村 南池田村 上神谷村 西陶器村 美木多村	泉北郡 泉南郡のうち田尻村以外の地域
	泉北郡	豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域 三島郡 石河村 見山村 清溪村 石川村 磯長村 山田村 白木村 中村 赤阪村 千早村 東條村 加賀田村 天見村 河内村 高向村 川上村 横山村 北池田村	南河内郡

南横山村
南松尾村

五級地

神戸市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
尼ヶ崎市
西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域

四級地

神戸市
川辺郡
武庫郡
垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域
宝塚町
良元村

三級地

西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域
明石市
姫路市
加古川市
洲本市
相生市
川辺郡
加古郡
川西市
長尾村
高砂町
荒井村

二級地

龍野市
美嚙郡
多紀郡
有馬郡
三木町
篠山町
岡野村
城北村
城南村
八上村
三田町
三輪町
道場村
大沢村
八多村
西脇町
赤穂町

一級地

豊岡市
多紀郡
味間村
日置村大字八上新
広野村
藍村

有馬郡

揖保郡

本庄村
長尾村
新宮町
御津町
太市村
龍田村
太子町

多可郡

揖保川町
重春村
中町
日野村
黒田庄村
比延庄村

飾磨郡
加古郡

別府町
阿蘭村
八幡村
天満村
加古新村
母里村

神崎郡のうち長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域

美方郡
川辺郡

浜坂町
多田村
東谷村
山崎町

宍粟郡
赤穂郡

上郡町
有年村
坂越町
北條町

加西郡
養父郡

八鹿町
大蔵村
和田山町
竹田町

朝来郡

附

奈良県			
一級地	二級地	三級地	
宇智郡 生駒郡のうち郡山町及び生駒町以外の地域	南葛城郡 宇陀郡 磯城郡 山辺郡 高市郡 北葛城郡 生駒郡 高市郡 王寺町 八木町 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町	奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町 生駒町 王寺町 八木町 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町	水上郡 梁瀬町 生野町 柏原町 成松町 黒井町 久下村 生郷村 岩屋町 由良町 志筑町 福良町 城崎町 香住町 日高町 小野町 社町 滝野町 出石町 別所村 志染村 佐用町 佐用郡 加東郡 印南郡 出石郡 美濃郡 佐用郡

和歌山県			
一級地	二級地	三級地	
日高郡 海草郡	新宮市 海南市 田辺市 伊都郡 那賀郡 西牟婁郡 加太町 西脇野村 下津町 御坊町 印南町 南部町 由良町	和歌山市 新宮市 海南市 田辺市 伊都郡 那賀郡 西牟婁郡 加太町 西脇野村 下津町 御坊町 印南町 南部町 由良町	磯城郡のうち桜井町及び田原本町以外の地域 吉野郡 上市町 大淀町 下市町 吉野町 高市郡のうち八木町及び今井町以外の地域 宇陀郡 榛原町 三本松村 宇太町 内牧村 伊那佐村 樺本町 帯解町 辰市村 明治村 五ヶ谷村 平和村 治道村 北葛城郡のうち王寺町以外の地域 山辺郡 二階堂村 朝和村 南葛城郡のうち御所町以外の地域

岡山県		島根県	鳥取県	
二級地	三級地	一級地	一級地	
御津郡 倉敷市 玉野市	岡山市	松江市 出雲市 浜田市 美濃郡 那賀郡	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡 気高郡 岩美郡	那賀郡 有田郡 西牟婁郡 東牟婁郡 伊都郡
牧石村大字宿	江津町 益田町	倉吉町 境町 大正村大字古海 宇倍野村大字奥谷	笠田町 妙寺町 高野口町 九度山町 下里町 太地町 高池町 西向町 古座町 那智町 勝浦町 日置町 潮岬村 白浜町 笠島町 湯浅町 東野上町 名手町 粉河町	

広島県				
一級地	二級地	三級地	一級地	
佐伯郡 三原市 安芸郡	安芸郡 尾道市 福山市	広島市 呉市	津山市 広島市 小田郡 兒島郡 上房郡 上道郡 浅口郡 阿哲郡 和気郡 赤磐郡 吉備郡	笠岡町 琴浦町 福田町 高梁町 西大寺町 玉島町 連島町 新見町 上市町 大字 西方 三石町 備前町 瀬戸町 総社町
府中町 坂町 船越町 江田島村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 海田市町 倉橋島村 矢野町 大屋村 香戸町 宮島町 井口村 大竹町 大野町 廿日市町 五日市町	江田島村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 海田市町 倉橋島村 矢野町 大屋村 香戸町 宮島町 井口村 大竹町 大野町 廿日市町 五日市町	江田島村のうち二級地、警部、本浦及び宮ノ原		

山口県				
五級地	三級地	二級地	一級地	
下関市のうち昭和十二年十一月十四日における下関市の区域	宇部市 小野田市 下関市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	山口市 徳山市 防府市 岩国市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡	下松市 萩市 光市 厚狭郡 玖珂郡 大津郡	安佐郡 可部町 祇園町 古市町 西條町 寺西村 竹原町 川尻町 安芸津町 安浦町 原村 川上村 忠海町 府中町 芦品郡 豊田郡 双三郡 十日市町 三次町 広谷村大字町 国府村大字府川
徳島県				
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地
美禰郡 伊佐町 大領町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 平生町 田布施町 久賀町 小松町	徳島市 鳴門市 勝浦郡 三好郡 小松島町 池田町	高松市 丸亀市 坂出市 仲多度郡 善通寺町 榎井村 琴平町 多度津町 観音寺町 伊吹村 土庄町 瀧崎村 内海町	三豊郡 小豆郡	松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市 西條市 宇摩郡 三島町 川之江町 松柏村
愛媛県				
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地

高知県

二級地

高知市

一級地

幡多郡

中村町

宿毛町

清水町

須崎町

安芸町

室戸町

室戸岬町

後免町

大籾村

野田村

長岡村

大津村

伊野町

日章村

山田町

宇治村

福岡県

五級地

福岡市

小倉市

門司市

八幡市

若松市

戸畑市

福岡市

原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

飯塚市

遠賀郡

芦屋町

水巻町

中間町

香月町

稲葉町

山田町

二瀬町

穂波村

大隈町

磯井町

幸袋町

那珂町

春日村

糸田町

金田町

川崎町

宮田町

鞍手郡

久留米市

大牟田市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

三級地

槽屋郡

古賀町

篠栗町

志免町

多々良村

香椎町

志賀島村

須恵村

和白村

大野町

宇美町

二日市町

筑紫郡

田川郡

久留米市

大牟田市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

小倉市

一級地	
仲原村 大川村 勢門村 新宮村 行橋町 荻田町 津屋崎町 福間町 東郷町 日佐村 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村	早良郡 樂上郡 三潞郡 山門郡 筑紫郡 朝倉郡 糸島郡 宗像郡

佐賀県		長崎県	
二級地	一級地	三級地	二級地
八女郡 福島町 羽犬塚町 黒木町 岡山村 久原村 山田村 仲津村 豊津村 泉村 犀川町 小波瀬村 今川村 今元村 延永村 入部村 吉井町 田主丸町 北野町	三池郡 三井郡 早良郡 浮羽郡 佐賀市 唐津市 藤津郡 三養基郡 西松浦郡 嬉野町 鳥栖町 伊万里町 有田町 東有田町 山代町 武雄町	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深堀村 香焼村	下県郡 島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 茂木町

熊本県		
一級地	二級地	三級地
八代市 人吉市 水俣市 鹿本郡 玉名郡	熊本市	荒尾市 上県郡 下県郡 北松浦郡 南高来郡 鹿本郡 東彼杵郡 南松浦郡 武生市 勝本町 田河村 那賀村 小浜町 新御厨町 志佐町 調川町 今福町 江迎町 鹿町町 佐々町 世知原町 柚木村 平戸町 鶏知町 豆蔵村 佐須奈村 仁田村

鹿児島県		宮崎県		大分県		
一級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	四級地
川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 鹿児島郡 鹿毛郡 揖宿郡 熊毛郡	鹿児島市	都城市 日南市 日向市 小林市 児湯郡 西臼杵郡	宮崎市 延岡市	中津市 日田市 白杵市 佐伯市 津久見市 北海部郡 大分郡 速見郡 西国東郡	大分市	別府市 宇土郡 八代郡 郡築村 三角町

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めがない限り、昭和二十六年四月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

1 この法律は、公布の日から施行し、第二十三條及び附則の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 職員の昭和二十六年十月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級（切替日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつた職員については、改正前の法の適用により切替日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級）とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に對應する

それぞれ俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

3 職員の昭和二十六年十月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者が同表の適用を受ける当該期間内の日における職務の級を除く。）は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。

4 職員がこの法律の施行に伴い前項に規定する期間内の日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者の当該期間内の同表の適用を受ける日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級とする。

5 職員の附則第三項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に對應する

表第二に掲げる新俸給月額に對應するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日において適用を受けることとなつた改正後の法の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

6 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中になく場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基きされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

8 附則第二項から第五項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

9 この法律施行前改正前の法及びこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定に基き、職員に支給された附則第七項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内拂とみなす。

10 改正後の法第二十三條の規定

は、この法律施行の際休職にされている職員のこの法律施行後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に依り適用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第 号）施行後のその休職の期間」と読み替えるものとする。

11 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十一項とする。

附則別表第一

企業官庁職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級									
一般俸給表の職務の級									
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
税務職員及び経済調査官級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る）及び矯正保護職員級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
船員級別俸給表の職務の級									
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
企業官庁職員級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

附則別表第二

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内において受けていた俸給月額	新俸給月額
----	---	-------

三〇	七、一〇〇	八、三〇〇
二九	六、九〇〇	八、〇五〇
二八	六、七〇〇	七、八〇〇
二七	六、五〇〇	七、五五〇
二六	六、三〇〇	七、三〇〇
二五	六、一〇〇	七、一〇〇
二四	五、九〇〇	六、九〇〇
二三	五、七〇〇	六、七〇〇
二二	五、五〇〇	六、五〇〇
二一	五、三〇〇	六、三〇〇
二〇	五、一〇〇	六、一〇〇
一九	四、九〇〇	五、九〇〇
一八	四、七五〇	五、七〇〇
一七	四、六〇〇	五、五〇〇
一六	四、四五〇	五、三〇〇
一五	四、三〇〇	五、一〇〇
一四	四、一五〇	四、九〇〇
一三	四、〇〇〇	四、七五〇
一二	三、八五〇	四、六〇〇
一一	三、七〇〇	四、四五〇
一〇	三、五五〇	四、三〇〇
九	三、四〇〇	四、一五〇
八	三、二五〇	四、〇〇〇
七	三、一〇〇	三、八五〇
六	三、〇〇〇	三、七〇〇
五	二、九〇〇	三、五五〇
四	二、八〇〇	三、四〇〇
三	二、七〇〇	三、二五〇
二	二、六〇〇	三、一〇〇
一	二、五〇〇	三、〇〇〇

三二	七、三〇〇	八、六〇〇
三一	七、一〇〇	八、四〇〇
三〇	六、九〇〇	八、二〇〇
二九	六、七〇〇	八、〇〇〇
二八	六、五〇〇	七、八〇〇
二七	六、三〇〇	七、六〇〇
二六	六、一〇〇	七、四〇〇
二五	五、九〇〇	七、二〇〇
二四	五、七〇〇	七、〇〇〇
二三	五、五〇〇	六、八〇〇
二二	五、三〇〇	六、六〇〇
二一	五、一〇〇	六、四〇〇
二〇	四、九〇〇	六、二〇〇
一九	四、七五〇	六、〇〇〇
一八	四、六〇〇	五、八〇〇
一七	四、四五〇	五、六〇〇
一六	四、三〇〇	五、四〇〇
一五	四、一五〇	五、二〇〇
一四	四、〇〇〇	五、〇〇〇
一三	三、八五〇	四、八〇〇
一二	三、七〇〇	四、六〇〇
一一	三、五五〇	四、四〇〇
一〇	三、四〇〇	四、二〇〇
九	三、二五〇	四、〇〇〇
八	三、一〇〇	三、八〇〇
七	三、〇〇〇	三、六〇〇
六	二、九〇〇	三、四〇〇
五	二、八〇〇	三、二〇〇
四	二、七〇〇	三、〇〇〇
三	二、六〇〇	二、八〇〇
二	二、五〇〇	二、六〇〇
一	二、四〇〇	二、四〇〇

六九	二四、三〇〇	三二、五〇〇
七〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇
七一	二六、〇〇〇	三四、七〇〇
七二	二七、〇〇〇	三六、〇〇〇
七三	二八、〇〇〇	三七、三〇〇
七四	二九、〇〇〇	三八、六〇〇
七五	三〇、〇〇〇	三九、九〇〇
七六	三一、〇〇〇	四一、二〇〇
七七	三二、〇〇〇	四二、五〇〇
七八	三三、〇〇〇	四四、〇〇〇
七九	三四、〇〇〇	四五、五〇〇
八〇	三五、〇〇〇	四七、〇〇〇
八一	三六、〇〇〇	四八、五〇〇
八二	三七、〇〇〇	五〇、〇〇〇

○岡崎政府委員 ただいま議題となり
ました、一般職の職員に給與に關する
法律の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由並びにその要旨を
御説明いたします。

政府職員に關する御承知の通
り本年一月から実施されたものであり
ますが、政府におきましては、その後
における経済事情の推移、ことに生計
費の増高によりまする職員の困難な生
活事情にかんがみまして、すみやかに
これらの給與を改訂し、その生活の安
定をはかることを、当面最も急を要す
る課題の一として取上げた次第であり
ます。このため、政府としましては、先
般來適正なる給與水準の研究と、これ
が所要財源の捻出に鋭意努力を續けて
参つたのでありますが、この間御承知
の通り、人事院から政府に對しまし
て、職員の給與改訂に關する報告がな
されたのであります。申すまでもな
く、右報告に示されました政府職員の
給與改訂案につきましては、政府とし

ましても慎重な検討考慮を重ねたので
あります。目下の財政経済等の諸
事情を総合的に勘案いたしますと、遺
憾ながらこれをそのまま実施すること
は、きわめて困難であるとの結論に達
したのであります。しかしながら、こ
れら職員の給與改訂は、一日の遷延を
も許さない情勢に立ち至つておるので
あります。従いまして政府は、生計費
とか、民間賃金、その他諸般の事情を
彼此勘案いたしました上、財政の許す
限度において、努めて人事院の報告を
尊重する建前のもとに、給與改善をは
かることといたしました。これを本法
律案作成の基本方針といたした次第で
あります。

次に本法律案の要旨の大綱を御説明
いたします。第一に、この法律案は、一
般政府職員に對しまして、昭和二十六
年十月以降における職員総平均の給與
額を、月額約千五百円程度引上げて、お
おむねこれを二万円程度にすることと
いたしましたのであります。なおこの給
與改訂に伴う所要経費の増加は、本年
度分總体としまして一般會計で七十四
億、特別會計で七十八億、合計しまして
百五十二億円であります。別途今次
国会に提案いたしました昭和二十六年
度補正予算にこれを計上してあります。

人事院の報告に従ひまして、なおしば
らくの間、現行の六百円、四百円をそ
のまま置き置く方針をとりました。

第四に、勤務地手当につきましては
は、本年五月十七日付人事院報告の通
り、その支給地域区分を改訂すること
とに、新たに官署指定の道を開くこと
といたしました。

第五に、今回の給與引上げとは別個
の問題ではあります。現在無給とな
つております休職者に對しても、新
たに一定條件のもとに給與を支給でき
ることといたしました。

以上、本法律案の提案理由並びにそ
の要旨の概要を御説明いたしました。御
賛成あらんことを希望いたします。

○田中委員長 次に、昭和二十六年
度における国家公務員に對する年末手
当の額の特例に關する法律案について説
明を願ひます。西川大蔵政務次官。

昭和二十六年度における国家公務
員に對する年末手当の額の特例に
關する法律案

昭和二十六年度における国家公務
務員に對する年末手当の額の特
例に關する法律

国家公務員に對する年末手当の支給
に關する法律（昭和二十五年法律第二
百六十六号）第一條に規定する職員に
對する年末手当の額は、昭和二十六年
度に限り、同法第二條第一項の規定に
かかわらず、同項に規定する職員の給
與月額に、その者のその年中における
同項に規定する在職期間に應じて、左
の各号に掲げる割合を乗じて得た額と
する。

一 在職期間が六月以上の場合
百分の八十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の四十八

三 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題となりました、昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員に対しましては、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律に基きまして、給与月額額の半月分に相当する額を、年末手当として支給することといたしておりますが、昭和二十六年度におきましては、諸般の事情に顧みまして、特にこれを若干増額支給することが適当であると存ぜられますので、本年度に限って、年末手当の額を六割増額することといたすため、本特例法案を提出した次第でございます。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 これをもつて提案理由の説明は終了いたしました。

○田中委員長 この際お諮りを申し上げます。一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について審議の参考とするために、広く一般の利害関係者及び学識経験者より、参考意見を聴取したいと存じますが、

これに御異議はありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたします。

それから参考人の選定につきましては、先刻の理事会の申合せによりまして、全国知事会の副会長である、神奈川県知事の内山岩太郎君、横浜市助役船引守一君、名古屋市長塚本三君、京都府理財局長中根武夫君、大阪府市長中井光次君、神戸市長原口忠次郎君、なお中市の代表として宇都宮市長佐藤和三郎君、小市の代表として大阪府高槻市長阪上安太郎君、全国町村会代表として町村会会長津田沼町長白鳥義三郎君、それから官務議長佐藤忠夫君、全通徒組の永岡委員長、自治労協の浅羽副委員長、自治労連の徳永利雄委員長、時事新報の有竹理事、専修大学教授大友福夫君、以上十五君を来る十四日午前十時にお招きをいたしまして、参考人として意見を聴取いたします。発言時間はそれぞれ一人十分間と限定いたしまして、議事を進めたいと存じます。

御質疑がなければ、本日はこの程度でとどめまして、次会は明後月曜日午前十時より開会をいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会